

日本近世の土地所有意識——民衆史の立場から（報告史料）

史料 - 1

一当村御田地請戻村法之儀、有合証文之分、古来より何ヶ年相立候共、元金返済之上は相互ニ地所受戻示談相調（中略）御上様ニて御法有之御事ニは奉存候得共（中略）文化八年未より已前（中略）示談相調（中略）勘左衛門私欲身勝手ヲ生ジ、対談異変、（中略）対談異変之罪、村仕置可被申付様

慶應3年10月相模国足柄郡関本村内願書『神奈川県史』資料編5、近世2、818～820頁

史料 - 2

一昨寅年三月勘左衛門頭取発願ニて小前寄合仕、田地受戻之義、万治年中御縄請之分、縄受地主え差戻ニ相成候様いたし申度、勝手我辰成相談致候義ニ相違無御座候、甚々不埒と奉存候

慶應3年10月相模国足柄郡関本村弁書（『南足柄市史』2、資料編、近世1、544～54頁）

史料

田代ハ永代売ヲ許サ、ル法アルヲ以テ十箇年ノ質地ト為シ期限ヲ過テ請戻サ、レハ流池トナリテ始テ名寄帳ノ名ヲ書改メ所有権移ルノ例ナレトモ村方ニテハ此権ヲ重ンシ容易ニ流地ト為ス事ナク期限過レハ又改テ十箇年ノ質地ニ為ス事ナリ。故ニ豪富ニテ金ヲ貸出シ多分ノ質地ヲ有スレトモ所有権ナキヲ以テ名敷地（みょうしきち）ナキ者ト称シ賤視スル事アリ。又年季質地ノ外金有（かねあり）証文ト唱ヘ何年ヲ過ルトモ金子有合次第請戻スノ契約ヲ為ス者アリ。書入ハ今日ノ法ト異ナル事ナク亦親類組合名主ノ三判ヲ要スル者トス本人身代分散ノ節ハ先取ノ権アル事勿論ナリ。（遠江敷知郡）

『全国民事慣例類集』「明治文化全集」第一三巻

史料

質地之事

一田地は百姓永代之家督たりといへとも貧富常ならず不得止事質物ニ差入其用を弁す

小野文雄校訂・加藤高久著『地方大概集』（中央社、1981年）

大石慎三郎校訂・大石久敬『地方凡例録』上巻（近藤出版、1969年）

史料

村に分限なる者あるに損得あり。真実に慈悲深き者は、人に渡世を励し道を勧ての上、是非もなき困窮人には安利足、或は利なしにも借て、其人の立ん事を悦ぶ。是は有て徳也。又横道奴は表向ばかり慈悲面し、詞にて人を銜、田畑を執念深く思込、自由に金借かけ、利に利を加へのつ引させずしてやる也。さ様の族あれば、近村迄も困窮さする物ぞ。（中

略) 明なる奉行・代官取て押へ静るか、一人を罰して万民を助るかの法有べし。
常磐潭北『百姓分量記』(中村幸彦校訂『近世町人思想』日本思想体系59、岩波書店、
1975年)

史料

一村中百姓田地壹町七反余源左衛門押取被申候、庄屋有情人二て侯八、年を以私共請
[]も可被致事二御座候得共、私欲つよく侯ゆへ、少宛之借銀借米を以大分之利足を加
へ、元利算用仕懸ケ押付ケ田地取被申候、去迎八邪心成仕様二て、末々不頼母敷氣[]
二奉存候御事、

元禄4年9月7日豊後国日田郡幕領藤山村百姓訴状(『編年百姓一揆史料集成』第二巻、
三一書房)

史料

一、或人の曰、百姓永代田地売買御停止の事は、東照宮国を開き給ひし砌、国土の田地草
分けの百姓辛苦して功有しを直覧の上、御仁慈の深より出たるよし、誠に難有御慮とこそ
聞へし、然ども世上の年光止る事なく、三十年を過れば天地の間目に見へずして段々と事
改り、或は上に立人変有ては、撫民の政令時々に変じ、(中略)況や御治世既に百有余年
なれば、諸国の郷村開国の砌、田地草分けの百姓の末々、いまに相續して有は稀なり、或
は初富る者は後に衰へ、初の貧き者は後に栄へ、又は人に召仕はれし者、他所より来りて
わずか成商事などして、小事より段々、身帯を仕上げ、田地山林を買ふやして富家に成る
世に多し、(中略)諸国の田地と云物かくなたこなたへ離散合従して、何れの村の御水
帳も皆百姓の名段々と変り、今は幾重の張紙に成て名寄帳と言も、悉十年目十年目には村
々の百姓打寄て相改、書替て年々の御年貢に判帳をは仕上る事と知るべし、世間如是なれ
ば、古しへ草分けの百姓の一度衰へて、又其児孫仕出し父祖の田地を段々に買返す事も又
世上に多し、(中略)永代売買田地の事一得一失かくの如くなれば、一概に命令下るとい
へど、国家のさかりと成故に、下々の智、いつしかこれをくゞりて、一倍金の手形と言事
を思い付、上の法を守りて自由に田地売買は成来りしに、近年又彼倍手形をも命令有て止
られ、其上に又年季の定法なども御下知有しよし、御慈愛還て国家大悩みと成る、前々も
述るがごとく、夫れ国土の田地山林と言物、自由売買有之を以てこそ、百姓の宝とは成事
なり、世界に常に変ることのあればこそ、日月と共に尽る期なし、何事が常住なり、殊に
田地自由に売買なくして、いづれの国、何れの郡、御料私領ともに、御年貢米金の無滞相
済事ありなんや、是上に立人、下々の意味を、とくと弁へ知り給はざるの一矢なりと言ふ
べし

田中休愚『民間省要』(『日本経済大典』第五巻)

史料

田地売買の事、東照宮の御制禁也という。これは百姓の田地を売りて町人になる制したま
いしか。左なくば古の口分田の事を取違えて、その時分の学者の申たる事なるべし。

田宅、家財、奴隷は売買する事古法也。田宅も奴隷も家財なれば、貧になりては売らず
して叶はざる事也。(中略)

この法をもって見る時は、今の百姓の田地は面々に金を出して買いたるものなれば、これを売る事定たる道理也。それを売せぬという事、甚しき無理也。無理なる法を立んとする故、あるいは譲りたるなどと名を付け、あるいは借金の手形を拵えて、種々の偽等より起る。奉行のその偽と知りながら、法を立んために是を免す事になる。畢竟は民に偽りを教ゆることになる也。

荻生徂徠著・辻達也校注『政談』（岩波書店、1987年）

史料

兩人分共二一紙之証文二而永代買取置申候儀二御座候得八、証文之前之通、私方より自由二仕候儀二御座候（中略）永代二買取置候田地之儀二御座候条（中略）証文前之通自由二可仕と奉存候、仮へ千両二買置候を万両二売渡候共、壹両二買置候を一錢二遣候共、壹貫二買置候を只遣候共、其時宜二より窮富二より千変万化御座候、田地之儀八母之胎内より持參仕候儀二而八無之、永代買置候を我田地と仕、売買仕候儀二御座候条

享和2年（1802年）・大門村村方諸借用筋御調べにつき井原村又右衛門書状（九州大学六本松図書館所管・三苦文書）・筑前国怡土郡井原村・宝曆年中永代売買の土地についての問い合わせへの答え（39年以上前）

史料 - 1

我等先祖よりほしき衣食をも心に任せて八ものせずして田畑を蓄へたるに今さる事あらば多くの妻子従類等をいかにしてか八養ふべきと打なけくをおのれきゝて愚にもものたまふもの哉さる事あるべしと八思ひ侍らねどもしあらバともかくも御令に従ふべしまだきに種種たばかりかまへてとられじとする人もいできなむかそのたはかりを上八知たま八じとも里人のうべなふべし

史料 - 2

我ともがらも年比欲しとおもふ事もえせで人に疎まれ悪まれて蓄へ持たる田畑をば家ことにひとしく分ちたまふなどいふなるはまことにやもしさもあらば常に酒色にふけり博突に打ほうけなどおのがありたきままに家の産を失ひたるものも同しさまにて人のもの笑ひとなりぬべしといへバ

「降符怪話」（『岐阜市史』史料編近代二）

史料

前篇改革ノ税ヲ見テ之ヲ難スル者アリ。曰ク、古ハ民口ヲ計リテ土田ヲ給ス。兼併ヲ防キ貧富ヲ均フスル所以ナリ。今俄ニ田地売買ヲ許サハ古法ニ反シ後害ヲ生スルノ怖レナキヲ得ンヤ。答曰、人ノ情智愚アリ、勤惰アリ、其智勤儉ヲ兼ヌル者ハ漸ク富ミ、愚惰奢ヲ兼ヌル者ハ漸ク貧シキハ当然ノ理ナリ。然ルニ今兼併ヲ防キ貧富ヲ均フセント欲セハ、勢ヒ必ス富者ニ奪ヒ貧者ニ與フルニ至ラン。今其弊ヤ智勤儉ヲ抑ヘテ愚惰奢ヲ勸ムルニ至ラン。是レ斯民ヲ驅テ窮苦ノ中ニ陥ルハ、ノ説ナリ。尤民ニ貧富ノ等アルハ善キコトニハ非スト難トモ之ヲ均フスルノ道ハ甚タ難シ。民ノ愚惰奢ヲ遏ムルノ要ハ天ノ之ヲ罰スルニ任スニ如クハナシ。

神田孝平「田租改革建議」（『地租関係書類彙纂』明治前期財政経済史料集成第七巻）

史料

一、会津地方百姓共、戦争以来心差立候故、又は 上様御降伏被遊候は、亡国様に相成候に付、是迄納来候諸帳記第一水帳無之候は、御年貢取御立、被成候様無之、且又、是迄持来候、田畑一統平均割分けに致度様と云所より起りたるもの由、処々より百姓騒動相始り、御家には役人無之、帳記通も同断に候得は、肝煎を禿し、諸帳記不残焼払はん勢にて、十月初頃より発起し、若松近傍及猪苗代地方、高田組・坂下組・野沢組、所々より蜂起し、容易ならざる騒動と相成候

「百姓一揆筆記」（山都町中反宮城家文書）